

三島市制限付き一般競争入札実施要領

平成18年3月31日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、三島市が発注する建設工事及び建設関連業務委託（以下「建設工事等」という。）の質を確保しつつ、入札及び契約制度の透明性及び競争性をより一層高め、かつ、入札参加者の負担軽減と入札事務の効率化を図るため、入札参加者の資格審査を開札終了後に行う事後審査方式の制限付き一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）を実施する場合の方法について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる建設工事等)

第2条 制限付き一般競争入札の対象となる建設工事等（以下「案件」という。）は、契約担当課長が選定し、三島市建設工事等業者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）に提出し、資格審査委員会の審議を経て決定する。

(入札参加資格要件)

第3条 制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格要件」という。）は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる全案件に共通の入札参加資格要件を満たしていること。

ア 政令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。

ウ 三島市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成4年9月17日三島市告示第127号）に基づく入札参加停止の期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(2) 次に掲げる事項について、案件ごとに定める入札参加資格要件を満たしていること。

ア 案件に対応した業種について三島市における建設工事競争入札参加資格又は建設関連業務委託入札参加資格の認定の有無に関する事。

イ 同種工事又は同種業務の実績に関する事。

ウ 配置を予定する技術者等に関する事。

エ 建設工事にあつては、業種に係る経営事項審査結果の総合評定値に関する事。

オ 建設工事にあつては、業種に係る建設業法第3条の規定に基づく特定建設業の許可に関する事。

カ 事業所の所在地に関する事。

キ 「競争入札に参加する者に必要な資格」（平成5年4月12日三島市告示第37号）に基づき認定された等級に関する事（建設工事の業種が土木一式工事、建築一式工事又は電気工事の場合に限る。）。

ク その他市長が定める要件に関する事。

(案件ごとの入札参加資格要件の決定)

第4条 契約担当課長は、前条第2号の案件ごとに定める入札参加資格要件を設定したときは、様式第1号による入札参加資格設定調書により、指名委員会に提出する。

2 資格審査委員会は、前項による提出があったときは、入札参加資格要件を審議し、決定する。
(入札の公告手続)

第5条 制限付き一般競争入札の公告は、三島市役所の掲示場に掲示することにより行う。

2 前項の公告の内容は、三島市ホームページに掲載するものとする。

3 第1項の公告は、別記公告例により行うものとする。

(設計図書の配布及び質問)

第6条 設計書、仕様書、図面（以下「設計図書」という。）の配布は、入札公告に示した方法により行う。

2 設計図書に対する質問は、契約担当課で受け付けるものとし、入札公告の日から入札書提出期限の日までの間のうち、3日間（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）の受付期間を設定するものとする。

3 前項の質問に対する回答は、入札公告に示す方法により、契約担当課が速やかに行うものとする。

(契約約款等の閲覧)

第7条 契約約款及び入札心得は、契約担当課窓口において閲覧に供するとともに、三島市ホームページに掲載するものとする。

(入札書の提出方法)

第8条 入札書の提出方法は、電子入札案件にあつては「三島市電子入札運用基準」に定めるところにより静岡県共同利用電子入札システムの電送とするものとし、その他の案件にあつては「三島市郵便入札実施要領」に定めるところにより郵送とするものとする。

(開札)

第9条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は公開とする。

3 入札執行者は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

4 入札回数は2回を限度とする。ただし、予定価格を事前公表した場合は1回を限度とする。

5 入札執行者は、開札後、最低入札価格から3番目の価格までの入札金額及び入札者名を読み上げ、落札を保留し、最低価格入札者から順に入札参加資格要件等の審査を行う旨を宣言し、開札を終了するものとする。ただし、読み上げた者の中に、「三島市低入札価格調査制度の運用基準」に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象となる者がある場合には、入札参加資格要件等の審査の後、低入札価格調査を行う旨を併せて宣言する。

なお、三島市最低制限価格制度実施要領において対象とする建設工事等にあつて、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を失格とし読み上げないものとする。

(入札参加資格要件審査)

第10条 契約担当課長は、開札終了後速やかに、最低価格入札者にファックス又は電話により連絡し、入札公告に示した入札参加資格審査書類（以下「審査書類」という。）の提出を求めるも

のとする。ただし、第3条第2号イからオの要件を設定していない案件にあつては、提出を求めないものとする。

- 2 最低価格入札者は、前項本文の規定により審査書類の提出を求められた場合は、その日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）以内に、様式第2号による入札参加資格審査申請書に審査書類を添付して、持参により提出するものとする。ただし、第3条第2号エ及びオの要件のみ設定した案件については、開札の当日に審査書類をファックスにより提出するものとする。
- 3 契約担当課長は、最低価格入札者が入札公告に示した入札参加資格要件を満たしているか否かの審査（以下「資格審査」という。）を行う。
- 4 資格審査は、第2項に規定する審査書類の提出期限の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）以内に行わなければならない。ただし、第1項ただし書の規定により審査書類の提出を求めない場合は、開札の当日に行うものとする。
- 5 資格審査の結果、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者から順次資格審査を行うものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する次順位者の資格審査について準用する。この場合において、「開札終了後」とあるのは「前順位者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した後」と、「最低価格入札者」とあるのは「次順位者」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 7 資格審査の結果は、様式第3号による入札参加資格要件審査結果調書により取りまとめ、入札書等とともに保存するものとする。

（落札者の決定方法）

第11条 資格審査の結果、入札参加資格要件を満たしていると認めた者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者（低入札価格調査の結果契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。）を落札者とし、三島市最低制限価格制度実施要領において対象とする建設工事等にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

（低入札価格調査対象者があるときの落札者の決定方法）

第12条 開札の結果、低入札価格調査の対象となる者（以下「低入札価格調査対象者」という。）がある場合において、第10条第1項の規定により審査書類を求めるときは、順位に関わらずすべての低入札価格調査対象者に審査書類を求めるものとする。

- 2 資格審査の結果、入札参加資格要件を満たしていると認めた者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者が低入札価格調査対象者である場合は、当該入札者に対し低入札価格調査を行う。
- 3 低入札価格調査の結果、当該入札者が契約の内容に適合した履行がされると認められた場合は、落札者と決定する。
- 4 低入札価格調査の結果、当該入札者が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、第10条第5項の例により次順位者の資格審査を行う。この場合における落札の決定方法は、前条及び前2項の規定を適用する。

（落札者決定までの間における資格要件欠格の取扱い）

第13条 落札者の決定までの間に、最低価格入札者等が入札公告に示したいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなつたときは、当該最低価格入札者等は入札参加資格要件を満たさなかつたものとみなす。

(落札者の決定通知又は入札参加資格要件不適合の決定通知)

第14条 契約担当課長は、前3条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にファックス又は電話により契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

2 契約担当課長は、最低価格入札者（第10条第5項の規定により資格審査の対象となつた次順位者を含む。以下「最低価格入札者等」という。）が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該最低価格入札者等に対して様式第4号による入札参加資格要件不適合通知書により通知をするものとする。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第15条 前条第2項の通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、当該通知が到達した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日を含まない）以内に、契約担当課長に対して当該入札参加資格要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

2 当該入札参加資格要件を満たさないと認められた者が前項の説明を求める場合は、様式第5号による苦情申立書を持参し、又は郵送して行うものとする。

3 契約担当課長は、第1項の規定により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日を含まない）以内に回答するものとする。

(入札結果等の公表)

第16条 契約担当課長は、案件の入札結果を、落札決定の翌日までに、以下の方法により公表するものとする。

- (1) 契約担当課の窓口での閲覧
- (2) 三島市役所ホームページへの掲載

2 契約担当課長は、前項の公表までの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 三島市制限付き一般競争入札試行基準（平成18年3月28日決裁）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

公告例

三島市公告第 号

入札公告

制限付一般競争入札（事後審査方式）の公告を下記のとおり行う。

年 月 日

三島市長

記

入札番号			
工事（業務）名			
工事（業務）場所			
工事（業務）概要			
入札参加資格要件	すべての入札案件に共通する事項 ^{※1} に示す入札参加資格要件のほか、次に掲げる要件を全て満たしていること。		
入札書の提出方法	(詳細はすべての入札案件に共通する事項 ^{※1} による。)		
入札執行（開札）	日時		
	場所	回数	
入札書提出期限（期間）			
履行期限			
予定価格	円 (消費税及び地方消費税を含む。)	最低制限価格	
積算内訳書		建設リサイクル法の対象	
設計図書 ダウンロード番号	(設計図書の方法は、すべての入札案件に共通する事項 ^{※1} による。)		
配置予定技術者の雇用関係を示す書類の提出 ^{※2}			

入札参加資格審査書類	最低価格入札者は、入札参加資格審査申請書（様式第2号）に次の書類を添付して提出する。 ^{※3}	
	1 同種工事又は同種業務の実績（様式第2-1号）	要 ・ 不要
	2 配置予定技術者等の資格・工事（業務）経験（様式第2-2号）	要 ・ 不要
	3 経営事項審査結果の写し	要 ・ 不要
	4 建設業許可通知書の写し	要 ・ 不要

※1 すべての入札案件に共通する事項は、三島市ホームページに掲載するとともに、契約担当課にて配布を行う。

※2 「要」となっている場合は、配置予定技術者が3ヶ月以上の雇用関係にあることを確認するため、契約者は、当該技術者の監理技術者資格者証や健康保険証など雇用関係を示す書類のコピーを提出すること。

※3 添付書類の1又は2が不要の場合は、様式第2号の提出は不要とする。

様式第1号（第4条関係）

入札参加資格設定調書

工事（業務）名			
工事（業務） 主 管 課		設 計 金 額	
工事（業務）場所		工 期 (履行期間)	
工 種（業 種）			
工事（業務）概要			
入 札 参 加 資 格 要 件			
入札参加要件の 設 定 理 由			
見込対象業者数			
公 告 日		入 札 日	

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

入札参加資格審査申請書

三島市長

様

住 所

名 称

代表者

印

下記の工事（業務）に係る入札に参加する資格について、確認されたく資料を添えて申請します。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付資料の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札番号

号

2 工事（業務）名

3 開札日

年 月 日

4 入札参加資格審査書類

- (1) 同種工事又は同種業務の実績（様式2-1号） 別添 ・ 該当なし
- (2) 配置予定技術者等の資格・工事（業務）経験（様式2-2号） 別添 ・ 該当なし
- (3) 経営事項審査結果の写し 別添 ・ 該当なし
- (4) 建設業許可通知書の写し 別添 ・ 該当なし

様式第 2-1 号

同種工事又は同種業務の実績

会社名 _____

工種（業種）：

工事 （業務） 名称等	工 事 （ 業 務 ） 名	
	発 注 機 関	
	施 工 （ 業 務 ） 箇 所	
	契 約 金 額	
	工 期 （ 履 行 期 間 ）	年 月 日～ 年 月 日
	発 注 形 態	
工事 （業務） 概要等	規 模 ・ 寸 法	
	構 造 形 式	
	使 用 機 材 ・ 数 量	
	設 計 条 件	
	備 考	

(注)

- 1 同種工事又は同種業務の実績を記載すること。なお、実績の期間は、直近 10 年間で工事(業務)が完成し引渡しが済んでいるものとする。
- 2 契約書及び同種工事又は同種業務の内容が確認できる資料の写しを添付してください。
- 3 同種工事の施工実績を証するものとして、契約書の写しに代えて工事カルテ（CORINS）の写しを添付することができる

様式第 2-2 号

配置予定技術者等の資格・工事（業務）経験

会社名 _____

項目	氏名	○○○○○○○	
	最終学歴	○○大学工学部土木工学科 ○○年卒業	
法令による免許		例；一級土木施工管理技士 一級建築機械施工技士 技術士（建設部門、農業土木、林業部門の森林部門） 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（全てにつき取得年月日又は交付年月日及び登録番号）	
工事（業務）概要	工事（業務）名		
	発注機関名		
	施工（業務）箇所		
	契約金額	円	円
	工期（履行期間）	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	従事役職	現場代理人・監理（主任）技術者	現場代理人・監理（主任）技術者
工事（業務）内容			

- (注) 1 法令による免許については、**免許を証する書面（監理技術者資格者証にあつては裏面を含む。）の写し**を添付してください。
- 2 工事（業務）概要に記載の工事は、「同種工事又は同種業務の実績」様式 2-1 号記載の工事の中から記載してください。もし、理由があつて同種工事又は同種業務が一致できない場合は、記載した工事（業務）の内容が確認できるもの（**契約書の写し等**）を添付してください。

様式第3号（第10条関係）

課長	課長補佐	係長	係
----	------	----	---

年 月 日 起案

下記のとおり、入札参加資格審査対象者が、適格・不適格であることを確認しました。

入札参加資格要件審査結果調書

- 1 入札番号
- 2 工事（業務）名
- 3 開札日
- 4 入札参加資格審査対象者
- 5 審査結果

案件に対応した業種について三島市における入札参加資格の認定を受けていること	適	否（理由： ）
配置を予定する技術者等が適正であること	適	否（理由： ）
建設工事の業種に係る経営事項審査結果の総合評定値が一定以上あること	適	否（理由： ）
建設工事の業種に係る建設業法第3条の規定に基づく特定建設業の許可に関する要件を満たしていること	適	否（理由： ）
営業所の所在地に関する要件を満たしていること	適	否（理由： ）
等級に関する要件を満たしていること	適	否（理由： ）
同種工事又は同種業務の実績に関する要件を満たしていること	適	否（理由： ）
その他（ ）	適	否（理由： ）

※1 審査項目は、適・否のいずれかに○印を付し、否の場合はその理由を記載すること。

※2 該当しない審査項目の欄は、斜線により抹消すること。

様式第 4 号（第 14 条関係）

三〇〇第 号
年 月 日

入札参加資格要件不適合通知書

住 所
名 称
代表者

様

三島市長

印

貴 が入札した下記工事（業務）の入札参加資格要件を審査した結果、
下記の理由により
入札参加資格要件を満たさないと認め、無効としたので通知します。

記

- 1 入札番号 号
- 2 工事（業務）名
- 3 開札日 年 月 日
- 4 入札参加資格要件を満たさないと認めた理由

※ 苦情申立てについて

入札参加資格要件を満たさないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができますので、本通知の日の翌日から起算して 10 日（土曜、日曜日及び休日を含まない。）以内に苦情申立書を 課に提出してください。

様式第5号（第15条関係）

年 月 日

苦情申立書

三島市長

様

住 所

名 称

代

表

者

印

さきに、年 月 日付け「入札参加資格要件不適合通知書」をもって、入札参加資格要件不適合の旨の通知を受けたところですが、下記のとおり苦情の申立てを行います。

記

1 苦情申立ての対象となる工事（業務）名等

(1) 入札番号

号

(2) 工事（業務）名

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項